

令和6年度 第1回 広沢小 学校運営協議会

令和6年5月10日(金)

13:30~15:00

開放教室

開会 開催要件（委員の過半数の出席）確認 <司会：教頭、記録：石川>

1 会長挨拶

2 校長挨拶

3 自己紹介

4 浜松市学校運営協議会規則等について（教頭）

5 議長の選出（出席した委員の中から互選）

6 令和5年度協議会自己評価の確認、令和6年度の目標

7 塾議

（1）令和6年度学校経営の基本方針について（校長）

（2）広沢小見守り隊の取組について

8 報告 <司会：教頭、記録：石川>

9 連絡

（1）学校支援の取組について

（2）夢育やらまいか事業CS加算分に対する意見書について（教頭）

（3）次回 令和6年6月17日（月）13:30~15:00

（4）次回の塾議内容の確認

（5）その他

・ 学校行事への参観について

第1回 学校運営協議会出席者

学校運営協議会委員

会長	すぎうら いうじ 杉浦 友治
副会長	ひらの けいご 平野 圭吾
委員	やまだ たにかず 山田 谷一
委員	かわかみ れいこ 川上 玲子
委員	はしもと のりゆき 橋本 憲幸
委員	みやもと よしこ 宮本 慶子
委員	はしもと かずよ 橋本 かずよ
委員	ささき ともなり 佐々木 知成
委員	かとう いずみ 加藤 いずみ（学校支援コーディネーター）

学校支援 コーディネーター	やの たかえ 矢野 貴恵
------------------	-----------------

オブザーバー

--	--

学校

校長	澤田 強志
教頭	鈴木 俊彰
主幹	中村 敦
C S 担当教職員	
C S ディレクター	石川 由美

浜松市教育委員会

教育総務課	
-------	--

学校運営協議会 年間計画

令和6年4月1日～令和7年3月31日

※ 委員の過半数の出席がないと開催できません。

※ 感染症の感染拡大防止等、状況により、開催が中止、あるいは延期になる場合があります。

回	日時 会場	主な内容 熟議のテーマ 等	備考
1	令和6年 5月10日 金曜日 13:30～15:00 会議室	熟議テーマ (1)令和6年度学校運営の基本方針について (2)本年度の学校運営協議会の目標および取組について (3)広沢小見守り隊の取組について ☐ 夢育やらまいかCS加算分についての意見書について	
2	6月17日 月曜日 13:00～15:00 会議室	熟議テーマ(予定) (1)地域人材によるクラブ活動の取組について (2)「いじめ防止等のための基本方針」について ・説明と共通理解 (3)学校評価アンケートの項目の検討について ☐ 学校支援活動の近況	
3	10月16日 水曜日 13:00～15:00 会議室	熟議テーマ(予定) (1)令和の日本型学校教育について ・授業参観と子供たちに付けたい力 ・教師との座談会 (2)学校支援活動の具体策について ・地域人材の活用 ・これからの部活動について	★学校運営協議会の自己評価表 ★委員の意見収集⇒学校への提出 締め切り日 11月8日(金) 教頭あて
4	令和7年 2月21日 金曜日 13:30～15:30 会議室	熟議テーマ(予定) (1)学校関係者評価について 学校の自己評価(結果、分析・考察、改善方策等)の 説明 ⇒改善方策について熟議(この結果を学校関係者評価として提出)⇒協議会終了後、見直し⇒公表⇒次年度へ反映 (2)次年度学校運営の基本方針について 説明と承認 (3)学校運営協議会の自己評価 ☐ 夢育やらまいかCS加算分の報告	★学校評価の自己評価、学校関係者評価は、教育総務課へ提出、学校HPに公表 ★学校運営協議会の自己評価は、学校運営協議会会長から教育総務課へ提出、学校HPに公表 ★夢育やらまいかCS加算分の報告は、意見書、報告書、決算書を教育総務課へ提出

○浜松市学校運営協議会規則

令和元年 8 月 2 9 日

浜松市教育委員会規則第 2 号

改正 令和 5 年 8 月 3 1 日 浜松市教委規則第 1 0 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 4 7 条の 5 の規定に基づき、学校運営協議会（以下「協議会」という。）について必要な事項を定める。

(定義)

第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 対象学校 協議会が、その運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する学校をいう。
- (2) 校長 対象学校の校長（園長を含む。）をいう。
- (3) 児童生徒 対象学校に在籍する生徒、児童又は幼児をいう。
- (4) 保護者 児童生徒の保護者をいう。
- (5) 地域住民 対象学校の所在する地域の住民をいう。
- (6) 地域住民等 地域住民、対象学校の運営に資する活動を行う者その他の関係者をいう。

(目的)

第 3 条 協議会は、児童生徒及び地域の現状並びに学校の課題を捉え、特色ある学校づくりを推進するとともに、市民協働による人づくり及び未来創造への人づくりに資することを理念として、浜松市教育委員会（以下「教育委員会」という。）及び校長の権限と責任の下、保護者及び地域住民等の対象学校の運営への参画を促進し、もって当該運営の改善及び児童生徒の教育活動の充実を図ることを目的とする。

(設置)

第 4 条 教育委員会は、前条の目的が達成できると認められる場合には、当該目的が達成できると認められる学校ごとに、協議会を置くものとする。ただし、教育委員会が 2 以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要があると認める場合には、2 以上の学校について一の協議会を置くことができる。

- 2 教育委員会は、前項の規定により協議会を置く場合には、校長、保護者及び地域住民等の意見を反映するよう努めるものとする。

(協議会の役割)

第 5 条 協議会は、次に掲げる事項について協議を行う。

- (1) 対象学校の運営に関すること。
- (2) 対象学校の運営への必要な支援に関すること。
- (3) 児童生徒の健全育成に関すること。

2 協議会は、協議の結果について、保護者及び地域住民等の理解を促し、主体的な参画並びに支援及び協力を得られるようにするため、保護者及び地域住民等に協議の結果に関する情報を積極的に提供するよう努めなければならない。

(対象学校の運営に関する基本的な方針の承認)

第6条 校長は、教育課程の編成及び学校経営に関する全体構想について、毎年度基本的な方針を作成し、協議会の承認を得なければならない。

2 校長は、前項の規定により承認された基本的な方針に従い、対象学校の運営を行わなければならない。

(対象学校の運営等に関する意見の申出)

第7条 協議会は、対象学校の運営に関する事項（次項に規定する事項を除く。）について、教育委員会又は校長に対して、意見を述べることができる。

2 協議会は、対象学校の職員の採用その他の任用に関する事項（特定の職員に関するものを除く。）について、教育委員会に対して意見を述べることができる。

3 協議会は、前2項の規定により教育委員会に対して意見を述べるときは、あらかじめ、校長の意見を聴取しなければならない。

(対象学校の運営等に関する評価)

第8条 協議会は、毎年度1回以上、対象学校の運営状況について、浜松市立幼稚園管理規則（平成2年浜松市教育委員会規則第6号）第21条第3項、浜松市立小中学校管理規則（昭和32年浜松市教育委員会規則第1号）第33条第3項又は浜松市立高等学校管理規則（昭和32年浜松市教育委員会規則第3号）第40条第3項に規定する評価を行わなければならない。

2 協議会は、毎年度1回以上、当該協議会の取組について自ら評価を行わなければならない。

3 前2項の評価について必要な事項は、別に定める。

(委員)

第9条 協議会は、委員10人以内で組織する。ただし、第4条第1項の規定により2以上の学校について一の協議会を置く場合は、委員15人以内で組織することができる。

2 校長は、次に掲げる者のうちから委員となることが適当と認められる者を選出し、教育委員会に推薦する。

- (1) 地域住民
- (2) 保護者

(3) 対象学校の運営に資する活動を行う者

(4) 前3号に掲げる者のほか、校長が適当と認める者

3 委員は、前項の規定により推薦された者のうちから、教育委員会が任命する。

4 委員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項に規定する特別職の地方公務員とする。

（委員の任期）

第10条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

（令5教委規則10・一部改正）

（委員の解任）

第11条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、委員を解任することができる。

(1) 委員から辞任の申出があったとき。

(2) 心身の故障のため職務を行うことができないと認めるとき。

(3) 次条の規定に違反したとき。

2 校長は、委員が前項各号のいずれかに該当すると認めるときは、直ちに教育委員会に報告しなければならない。

3 教育委員会は、委員を解任する場合は、当該委員に対して文書等によりその理由を示さなければならない。

（委員の守秘義務等）

第12条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

2 委員は、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 委員としてふさわしくない行為をすること。

(2) 委員としての地位を営利行為、政治活動、宗教的活動等に不当に利用すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、協議会又は対象学校の適正な運営に著しい支障を及ぼす言動をすること。

（会長及び副会長）

第13条 協議会に会長及び副会長1人を置く。

2 会長は、委員の互選により定める。

3 副会長は、委員のうちから会長が指名する。

4 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務

を代理する。

(会議の運営)

第14条 協議会の会議は、会長が招集する。

- 2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 会議の議長は、出席した委員の互選により、その都度定める。
- 4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 協議会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見や助言を聴くことができる。

(会議の公開)

第15条 協議会の会議は、公開とする。

- 2 議長は、前項の規定にかかわらず、必要があると認めるときは、議決により秘密会とすることができる。
- 3 議長は、必要があると認めるときは、傍聴人の退場を命じることができる。

(研修)

第16条 教育委員会は、委員に対して、協議会の役割及び責任、委員の役割及び責任等について正しい理解を得るため、必要な研修等を行うものとする。

(協議会の適正な運営を確保するために必要な措置)

第17条 教育委員会は、協議会の運営状況についての的確な把握を行うとともに、必要に応じて助言又は指導を行うものとする。

- 2 教育委員会は、協議会の運営が適正を欠くことにより、対象学校の運営に現に支障が生じ、又は生じるおそれがあると認められる場合においては、当該協議会の適正な運営を確保するために必要な措置を講じるものとする。
- 3 教育委員会及び校長は、協議会が適切な合意形成を行うことができるよう必要な情報の提供を行うものとする。

(細目)

第18条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(様式1)

令和5年度 学校運営協議会自己評価表

浜松市立(広沢小) 学校運営協議会長

＜評価項目1＞ 学校運営の基本方針について熟議することができたか。

- 校長から令和5年度学校運営の基本方針について説明があり、委員全員が異議なく承認し、学校の教育目標や課題を共有することができた。
- 広沢小の学校教育目標が分かりやすい言葉と具体的なデザインで表されていて、協議会委員全員が教育目標と目指す学校像を理解し熟議することができた。
- 第1回協議会において、令和5年度学校運営方針の詳細な説明を受け、今年度重点的に取り組む①「かかわる力」②「かいけつする力」の育成の二つについて理解し、熟議することができた。

＜評価項目2＞ 承認した学校運営の基本方針に沿った、教育活動の充実につながる学校支援活動などについて熟議を進めることができたか。

- 広沢小の子供たちに付けたい力（人間関係形成能力、課題対応能力）を共有し、一緒に考えていきたい。
- コミュニティ・スクールの具体的な取組を地域に発信し、充実した活動を行うための人材発掘の強化を続けていく。教師のサポートに地域人材を活用することで、教師の働き方改革を図っていく。
- 広沢小見守り隊のさらなる地域との連携強化を図っていく。

＜評価項目3＞ 協議会での協議結果について、十分な情報発信を行ったか。

- 学校支援活動では、長期に渡り、地域人材（老人会・茶道講師・地域の歴史）が子供たちの知識向上の一助を担っている等の説明を聞き、さらなる協力体制や人材発掘の強化について熟議をすることができた。
- 学校運営協議会委員が読み聞かせボランティアや図書館ボランティア、大掃除ボランティアに参加し、委員自ら絵本を通して子供たちとの時間を共有し、交流を図ったり、図書室や教室の環境整備の支援をしたりして、学校の現状を把握することができた。
- 昨年度、広沢小見守り隊が発足し、登下校時の子供たちの安全を見守ることで、地域とともにある学校像が具現化されてきている。
- 第2回の「広沢小学校いじめ防止基本方針」の理解や第3回の外部講師を招聘した授業参観などを通して、子供たちの「かかわる力」「かいけつする力」の育成を実施していることを認識し、熟議を進めることができた。

＜評価項目4＞ 今年度の取組の評価を踏まえた来年度の目標（取組の重点）

- 広沢小の子供たちに付けたい力（人間関係形成能力、課題対応能力）を共有し、一緒に考えていきたい。
- コミュニティ・スクールの具体的な取組を地域に発信し、充実した活動を行うための人材発掘の強化を続けていく。教師のサポートに地域人材を活用することで、教師の働き方改革を図っていく。
- 広沢小見守り隊のさらなる地域との連携強化を図っていく。

(様式1)

令和6年度 学校運営協議会自己評価表

浜松市立（ 広沢小 ）学校運営協議会長

＜本年度の目標＞

- ・今年度の重点として、広沢小の子供たちに付けたい力である課題対応能力の育成に向けて、一緒になって取組を考えていきたい。
- ・コミュニティ・スクールの具体的な取組を地域に発信し、充実した活動を行うための人材発掘の強化を続けていく。教師のサポートに地域人材を活用することで、教師の働き方改革を図っていく。
- ・広沢小見守り隊のさらなる地域と連携強化を図っていく。

＜評価項目1＞ 学校運営の基本方針について熟議することができたか。

＜評価項目2＞ 承認した学校運営の基本方針に沿った、教育活動の充実につながる学校支援活動などについて熟議を進めることができたか。

＜評価項目3＞ 協議会での協議結果について、十分な情報発信を行ったか。

＜評価項目4＞ 今年度の取組の評価を踏まえた来年度の目標（取組の重点）

◇ 職員の評価

- 6年生を中心に挨拶を呼び掛ける取り組みが盛んに行われ、明るい挨拶が響き合うようになってきている。
- こちらから挨拶すれば、明るい挨拶が返ってくるが、子供たちから先に挨拶をすることが少ない。
- 全校で共通理解して「かがやきレター」の取り組みを行ったことにより、友達のよいところを見付けようとする意識が高まった。ただ、マンネリ化している部分もあるので、活用方法の工夫が必要である。
- 広沢小学校いじめ対策基本方針のもと、未然防止・早期発見に努め、丁寧な対応をすることができている。
- エンカウンターやピア・サポートの取り組みは、人間関係づくりやいじめ対応において有効であった。ただ、まだ十分に組み立てていない。
- キャリア教育の推進により、学びが自分の生活や将来とつながっているという意識が、職員にも子供たちにも浸透し始めている。
- 「個別最適な学び」や子供の主体的な学習のために、タブレット端末機をどのように活用していくか、もう一歩進んだ研修が必要である。
- 各行事とキャリアパスポートを連携させて取り組むことができ、目標を明確にして積極的に取り組む子が多かった。丁寧に振り返りを行うことが、子供の自信につながり、面談の機会を活用して保護者の方とも共有をすることができた。

◇ 学校運営協議会による学校関係者評価

- 発達支援学級でのナッツの栽培・加工・試食の体験活動において、講師の方の生き方まで触れることができたように、他学年でも行われた地域人材を生かした学習は、人との関わりを学ぶとてもよい経験になった。
- 互いのよいところを認め合う、かがやきレターの活動を通して子供だけでなく、保護者自身も我が子のよさを知るきっかけとなった。
- いじめ対応について学校では、大変丁寧に取り組んでいることが分かった。失敗も含めた人との関わりは、子供の成長にとってとても大切である。
- 構成的エンカウンターやピア・サポートは、良好な人間関係を築いていくのに大切な取り組みであると思う。

◇ 今後の改善方策

目指す学校の姿 「大好き広沢 ～みんなの笑顔があふれる学校～」

子供も職員も幸せを感じて笑顔で生活し、そのわくわくした前向きな気持ちが、保護者や地域の方々も伝わり、笑顔がこぼれてしまう教育活動を推進する。そのために、キャリア教育と広沢っ子宣言との関連を図りながら、自分らしく生きていくための基礎的・汎用的能力を育てていく。

【重点1】「かいけつする力」（課題対応能力）の育成

- 「勉強が楽しい」と感じる子を増やす。学ぶ意義や今の学びが将来につながることを理解して、主体的に学習に取り組ませる。また、ICT 機器（タブレット端末機）の積極的な活用により、子供の多様性に対応した「個別最適な学び」を推進し、授業改善に努める。
- 学校創立 90 周年を迎えることから、学校の歴史や地域のよさにふれる学習や活動を多く設定し、愛校心を育みながら主体的に学びに取り組む心を育てる。

【重点2】「人とのかかわる力」（人間関係形成能力）の育成

- 学校が子供にとって安心できる場所になるために、多様性を認め合い、人との関わりを大切にしながら、より良い対人関係を構築していく。構成的エンカウンターやピア・サポートの取組に加え、引き続き、いじめの未然防止、早期発見、組織的対応に取り組んでいく。
- 学校運営協議会のサポートによる学校支援活動や地域人材の確保をしていく。
- PTA 活動と連動して「広沢小見守り隊」の取組を推進し、大人同士や地域内でのつながりを深めていく。

令和6年度 浜松市立広沢小学校 第1回学校運営協議会資料

1 令和5年度 第4回学校運営協議会における熟議より

(学校評価報告書 項目5「学校運営協議会による学校評価」より)

- 発達支援学級でのナッツの栽培・加工・試食の体験活動において、講師の方の生き方まで触れることができたように、他学年でも行われた地域人材を生かした学習は、人との関わりを学ぶとてもよい経験になった。
- 互いのよいところを認め合う、かがやきレターの活動を通して子供だけでなく、保護者自身も我が子のよさを知るきっかけとなった。
- いじめ対応について学校では、大変丁寧に取り組んでいることが分かった。失敗も含めた人との関わりは、子供の成長にとってとても大切である。
- 構成的エンカウンターやピア・サポートは、良好な人間関係を築いていくのに大切な取り組みであると思う。

2 令和6年度の学校運営方針

(1) 目指す子供の姿と学校の姿



★学校教育目標 **「共に輝き 未来を拓く子」**

「共に輝き」…多様性を尊重し互いの良さを発揮しながら協働しようとする精神

自他の違いを価値あるものとして受け止め、他者の考えや感じ方に共感し、目標に向かって協力し合い、時には切磋琢磨しながら自己実現を図っていく力を身に付けさせたい。

「未来を拓く」…夢に向かってリスクを恐れず新しい価値の創造に向かってチャレンジする精神

困難な出来事に出会っても決してあきらめることなく、最後まで努力し続け、前進しようとするたくましさ身に付けさせたい。

★目指す学校像 **「大好き広沢～みんなの笑顔があふれる学校～」**

友達との関わり方の苦手さや学習意欲の低下等の理由から、不登校や登校渋りになっている子も増えてきていることが懸念される。また、教育活動全般をとおして人と関わる力の育成を図り、いじめをなくし、子供たちが笑顔いっぱい生活を送ることができる学校の姿を目指していきたい。

(令和6年度のグランドデザイン参照)

(2) 「広沢っ子宣言」とキャリア教育との関連

キャリア教育で育てたい4つの基礎的・汎用的能力との関連を図り、目指す子供の姿を明確にする。本年度は、宣言2の「かかわる力」の育成を継続しながらも、宣言3「かいつする力」の育成を重点として取り組む。

宣言1	いつでも気持ちのよいあいさつをする子	(かかわる力)
宣言2	友達を大切にする子	(かかわる力)
★宣言3	勉強が楽しい子	(かいつする力)
宣言4	目標に向かって頑張る子	(やりぬく力)
宣言5	病気やけがに気を付けて生活する子	(かいつする力)

(3) 今年度 重点として取り組むこと

①「かいけつする」(課題対応力)の育成 ⇔ 広沢っ子宣言3

「勉強が楽しい」と感じる子を育てます！

○「主体的・対話的で深い学び」の実現を目指した授業改善

★個別最適な学び

- ・ICT 機器、タブレット型端末機の積極的な活用
- ・単元構想の工夫

★協働的な学び

- ・聞く力、話す力の育成
- ・学習形態の工夫をする
 - 多様な他者と交流し、他者から学ぶ（友達、異学年、専門家、地域の人…）
- ・交流する時間の確保

家庭学習の工夫やタブレット型端末機の活用

○外部人材を積極的な活用 ～体験的な学びの充実～

- ・校外学習や外部講師を招聘した授業（教師では教えることができない専門的なことや人生の先輩としての生き方を学ぶ）

（例）はばたき学級…ブルーベリー農園の方との交流 摘果、食、染め物

- ・学校運営協議会を介して、地域の教育的資源（人材や物資）とつながる。

○学校創立90周年に係る学習の設定

- ・学校行事…運動会（5／17）
 - 音楽会（11／8）愛唱歌「はばたけ未来」の作詞、作曲者の招聘
- ・生活科や総合的な学習の時間
 - 2年生…学区探検
 - 3年生…「みんなのまち 広沢」
 - 「広沢小学校がの歴史」地域の方からの話、祖父母や両親にインタビュー
 - 「みんなのまち 広沢～施設、歴史編」
 - 4年生…「みんなにやさしい町」…地域にある施設（ウイズ）との交流 等

○教科指導におけるキャリア教育の実践（昨年度までの取り組みを継続）

- ・子供に学ぶことの意義を理解させる。
- ・自分の生活や社会、将来とのつながりを実感させる。

○家庭学習が変わります！（やらされている学習から自ら進んで学習するへ）

- ・やることを自分で選択する。 主に3年生以上

○教師の授業力の向上

- ・校内研修の充実（全員研究授業、ICT 研修、若手研修）
 - 研究主題「まずやってみよう！子供が主役の授業づくり」（別紙資料参照）
- ・自ら学ぶ教師の姿 子供と一緒に教師も成長

○学校運営協議委員によるアドバイス、励まし

- ・第3回学校運営協議会（10月16日）のときに授業参観
- ・学校運営協議委員と教師との座談会

②「かかわる力」（自己理解・自己管理能力）の育成 ⇔ 広沢っ子宣言2

- ・宣言1「自分から進んであいさつをする子」、広沢小見守り隊の方々への挨拶
- ・宣言2「かがやきレター」の活用
- ・いじめ見逃し0→第2回学校運営協議会（6／17）、
- ・構成的エンカウターの取組、ピア・サポート（小6と中1の交流）



令和6年度 広沢小学校グランドデザイン

学校創立 90 周年

★目指す学校像★

大好き広沢 みんなの笑顔があふれる学校

【国の動向】

- 学習指導要領
- ・社会に開かれた教育課程
- ・主体的・対話的で深い学び
- 令和の日本型学校教育

【市の動向】

- はままつの人づくり
- ・未来創造への人づくり
- ・市民協働による人づくり
- 「自分らしさを大切にする子」
- 「夢と目標を持ち続ける子」
- 「これからの社会を生き抜くための資質・能力を育む子」

【広沢っ子の実態】

- 知的好奇心が旺盛
- 礼儀正しく、思いやりがある
- 友達との関わりを苦手と感じる子が増えている。

【蛸塚中学校区の状況】

- 市内有数の文教地区
- 保護者の学校に対する期待が大きい

令和6年度の重点

実践する子供

思いやり部

宣言2 「相手を思いやり、友達にやさしくします」【かかわる力】

友達を大切にする子

- 90%以上
- ・丁寧で温かい言葉遣い
- ・いじめ見逃し0
- ・「かがやきレター」の活用
- ・ピア・サポートの取組
- ・はばたき学級との交流

マナー部

宣言1 「笑顔で気持ちのよいあいさつをし、マナーを守って行動します」【かかわる力】

自分から進んであいさつをする子

- 95%以上
- ・自分から進んで挨拶の習慣
- ・「あいさつキッズ」(ボランティア)
- ・正しい廊下歩行の意識付け
- ・委員会活動、ボランティア活動

徳

★学校教育目標★

共に輝き
未来を拓く子

キャリアの視点:「えがく力」

知

宣言3 「自分の夢をかなえるために、進んで勉強します」【かいけつする力】

勉強が楽しい子 85%以上

- ・「個別最適学」の実現
- ・chrome book の有効活用
- ・教科におけるキャリア教育の推進
- ・学校の歴史や地域のよさを学ぶ

かしこさ部

体

すこやか部

宣言5 「命を大切に、けがや病気に気を付けて生活します」【かいけつする力】

病気やけがに気を付けて生活する子

- 90%以上
- ・命の日の取組 ・外遊びの推奨
- ・安全意識の向上(交通・防災)
- ・持久走と縄跳びチャレンジ
- ・広沢小見守り隊への感謝

たくましさ部

宣言4 「チャレンジしたことを最後までやり抜きます」【やりぬく力】

目標に向かって頑張る子 95%以上

- ・学校行事 めあてと振り返り
- ・「なりたい自分」 キャリアパスポートとキャリアカウンセリング
- ・暗唱活動

発達支援教育の
理念に基づく
子供理解

学校ベース部 働きやすく、安心・安全な学校づくり

地域と共にある学校

- ・保護者と共に子供の健やかな成長を心から願い、協働して教育に邁進する学校
- ・コミュニティ・スクールの推進:学校運営協議会による学校運営方針の承認と教育環境の支援

教職員も幸せな学校

- ・教職一人一人がやりがいを感じ、能力を発揮できる学校
- ・互いの良さを理解し、チームワークのよい学校
- ・働き方改革を進め、ゆとりの中で子供と向き合うことができる学校

令和6年度 広沢小コミュニティ・スクールの仕組みによる活動計画

実施月	学校運営協議会	講座(地域人材の活用等)	学校支援の取組(CSコーディネーター)	学校支援の取組 (保護者・地域ボランティア)	クラブ活動
4月		・ブルーベリー摘果体験4/23:はばたき(ウッド・ベリーファーム) ・ブルーベリー仕分け4/24(ウッド・ベリーファーム倉田様)★	・学校支援CD打合せ(4/18) ・読み聞かせボランティアの募集	・はばたき校外学習引率補助 4/25	
5月	◆第1回学校運営協議会(5/10) ・学校運営の基本方針の確認 ・年間活動計画について ・広沢小見守り隊の取組について <u>□90周年記念運動会(5/17)</u>	・浜松まつりに関わる話:3年(広沢、蛸塚、山手、鹿谷)★ ・茶もみ体験&お茶の入れ方体験:はばたき(マルイ製茶様) ・広沢小学校の歴史:3年(広沢小卒業生)★	・図書館ボランティアの募集 ・コミュニティ・スクールだよりの発行	・はばたき校外学習引率補助 5/23 ・3年総合「みんなのまち広沢～浜松まつり編」校外学習引率補助	
6月	◆第2回学校運営協議会(6/17) ・地域人材によるクラブ活動の取組について ・「いじめ防止等の対策基本方針について」 ・広沢見守り隊について □参観会①(6/21)	・命と夢のコンサート:5・6年(弓削田健介様) ・茶の湯講座:5年(宮崎信子先生)★ ・陶芸教室:はばたき(安藤早恵子先生)★ ・邦楽鑑賞教室:5年(吉田理世先生) ・合唱部(徳田陽子先生・高山香織先生)6～11月★ ・法教育出前授業:6年(弁護士会様)(6/26)	・読み聞かせ、図書館ボランティア開始 ・広沢小見守り隊 交通安全を語る会参加&情報交換会(6/5) ・大掃除ボランティアの募集	・2年生活科「ときどきわくわく町たんけん」引率補助①	第1回(6/17) ・将棋 ・生け花 ・バルーンアート ・手品 ・グランドゴルフ(R6より)
7月		・ブルーベリージャム作り:はばたき(ウッド・ベリーファーム倉田様)★	・大掃除ボランティア(7/22)	・はばたき:ピザづくり補助	
8月					
9月	□参観会②(9/15)	・生き方講座:6年(浜松調理菓子専門学校様)★ ・ウィズ蛸塚 施設見学と交流:4年★	・学校支援CD打合せ	・1年生活科 アサガオのつるリースづくり補助 ・2年生活科「ときどきわくわく町たんけん」引率補助② ・はばたき:月見だんご作り補助 ・3年総合「みんなのまち広沢～歴史編」校外学習引率補助	
10月	◆第3回学校運営協議会(10/16) ・授業参観 ・令和の日本型教育と子供に付けたい力について(座談会) ・学校支援活動について これからの部活動について	・陸上教室:陸上部(TOMORUN)(10/3) ・オクトーバープロジェクト(北高国際科様)(10/9)★ ・福祉講座/バラスポーツ:4年(ウィズ蛸塚様)★ ・プログラミング講座:5年(静岡大学様)★ ・ブルーベリー染物体験:はばたき(倉田様)★	・広沢小見守り隊の募集 →顔合わせ会		第2回(10/28)
11月	<u>□90周年記念音楽会(11/8)★</u>	・発酵講座:3年国語科(むつみ製パン 渡辺純子様)★ ・SDGs講座:5年(各企業様)★ ・新入生保護者:家庭教育講座(橋本憲幸様)(11/14)★ ・1年家庭教育講座(川上玲子様)11/28★	・大掃除ボランティアの募集 ・コミュニティ・スクールだよりの発行	・1年生活科 木の実でおもちやづくり補助	第3回(11/25)
12月	□風っ子大会(12/10)	・ラグビー教室:3年(静岡ブルーレヴズ様)(12/17・18)★ ・福祉講座:4年(ウィズ蛸塚様)★	・大掃除ボランティア(12/19)		
1月			・学校支援CD打合せ	・1年昔の遊び補助	
2月	□参観会③(2/14) ◆第4回学校運営協議会(2/21) ・学校関係者評価について ・来年度の学校運営の基本方針について ・学校運営協議会の自己評価	・			
3月					

(様式1)

令和 6 年 5 月 1 0 日

浜松市立広沢小学校
夢をはぐくむ学校づくり推進協議会
代表 平野 圭吾 様

浜松市立広沢小学校運営協議会
会長 杉浦 友治

夢育やらまいか事業に対する意見書

令和6年5月10日に開催した学校運営協議会において、下記の意見を議決しましたので報告します。

記

1 学校運営の基本方針を具現化するための意見

豊かな心を育むためには、本物に触れる学習が大切である。

- 地域の住まわれている方を講師に招き、学ぶ。
- 地域の施設や大学を活用する。
- 体験活動を充実させる。